

○総務省令第六号

最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律（令和四年法律第八十六号）及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令及び公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和五年政令第三十三号）の施行に伴い、最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第三百三十六号）第十四条及び公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第四百四十五条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、最高裁判所裁判官国民審査法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年二月十日

総務大臣 松本 剛明

最高裁判所裁判官国民審査法施行規則等の一部を改正する省令

（最高裁判所裁判官国民審査法施行規則の一部改正）

第一条 最高裁判所裁判官国民審査法施行規則（昭和二十三年総理庁令第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条及び第三条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」

という。)は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

(審査予定裁判官に関する通知事項)

第一条 最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第二百二十二号。以下「令」という。)  
第一条に規定する総務省令で定める事項は、最高裁判所裁判官国民審査法(昭和二十二年法律第三十六号。以下「法」という。)  
第十四条第一項又は第二項の規定により投票用紙に法第一条に規定する審査(以下「審査」という。)  
に付される同条に規定する裁判官(以下「裁判官」という。)  
としてその氏名を印刷する者の中に同一氏名の者が二人以上ある場合において、中央選挙管理会が同一氏名の裁判官を区別するに足りる事項として投票用紙に記載する事項を定めたときはその旨その他中央選挙管理会が必要と認める事項とする。

(審査に付される裁判官に関する通知事項)

第二条 令第三条第四号に規定する総務省令で定める事項は、前条に規定する場合において、中央選挙管理会が同一氏名の裁判官を区別するに足りる事項として投票用紙に記載する事項を定めたときはその旨その他中央選挙管理会が必要と認める事項とする。

(投票用紙等の様式)

第三条 審査の投票用紙は、別記第一号様式に準じて調製しなければならない。

2 点字による審査の投票を行う場合における投票用紙は、前項の規定にかかわらず、別記第二号様式その一に準じて(当該投票用紙のうち法第十六条の四に規定する在外投票に用いるものにあつては、別記第二号様式その二により)調製しなければならない。

3 法第二十六条の規定によりその例によることとされる公職選挙法(昭和二十五年法律第九号)第四十九条第七項又は第八項の規定による審査の投票を行う場合における投票送信用紙は、別記第三号様式その一に準じて、同条第九項の規定による審査の投票を行う場合における投票送信用紙は別記第三号様式その二に準じて調製しなければならない。

4 法第十六条の四に規定する在外投票を行う場合における投票用紙(点字による審査の投票に用いるものを除く。)は、第一項の規定にかかわらず、別記第四号様式により調製しなければならない。

(在外投票用の投票用紙等請求書の様式)

第四条 令第十三条の規定によりその例によることとされる公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第六十五条の三第一項及び第六十五条の十一第一項に規定する請求書の様式は、在外選挙執行規則(平成十一年自治省令第二号)別記第十五号様式に準じて作成しなければならない。

(投票録、開票録、審査分会録及び審査録の調製)

第五条 審査の投票録、審査の開票録、審査分会録及び審査録は、それぞれ別記第五号様式から第八号様式までに準じて調製しなければならない。

(投票及び開票に関するその他の事項)

第六条 「略」

(裁判官の氏名等の掲示における掲示事項)

(審査予定裁判官に関する通知事項)

第一条 最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第二百二十二号。以下「令」という。)  
第一条に規定する総務省令で定める事項は、最高裁判所裁判官国民審査法(昭和二十二年法律第三十六号。以下「法」という。)  
別記様式備考第四号に規定する場合において、中央選挙管理会が同一氏名の法第一条に規定する裁判官(以下「裁判官」という。)  
を区別するに足りる事項として投票用紙に記載する事項を定めたときはその旨その他中央選挙管理会が必要と認める事項とする。

(審査に付される裁判官に関する通知事項)

第二条 令第三条第四号に規定する総務省令で定める事項は、法別記様式備考第四号に規定する場合において、中央選挙管理会が同一氏名の裁判官を区別するに足りる事項として投票用紙に記載する事項を定めたときはその旨その他中央選挙管理会が必要と認める事項とする。

〔新設〕

〔新設〕

(投票録、開票録、審査分会録及び審査録の調製)

第三条 法第一条に規定する審査(以下「審査」という。)  
の投票録、審査の開票録、審査分会録及び審査録は、別記様式に準じて調製しなければならない。

(投票及び開票に関するその他の事項)

第四条 「同上」

(裁判官の氏名等の掲示における掲示事項)

第七條 令第十九条第二項に規定する総務省令で定める事項は、令第十八条第七号に規定する裁判官の氏名等の掲示に掲載する審査に付される裁判官の中に氏名及び令第一条に規定する任命年月日（以下この条において「任命年月日」という。）が同一である者が二人以上ある場合において、当該氏名及び任命年月日が同一である者を区別するに足りる事項として中央選挙管理会が定める事項とする。

別記  
第一号様式（投票用紙の様式）（第三条関係）

最高裁判所裁判官国民審査投票

都（市）（道）（府）（県）  
区（市）  
村（町）  
理（委）員（選）会（管）  
印

○ 注意

- 一 やめさせた方がよいと思う裁判官については、その氏名の上の欄に×を書くこと。
- 二 やめさせなくてよいと思う裁判官については、何も書かないこと。

× を書く欄													裁判官の氏名
													甲 野 乙 郎

備考

第五條 令第十九条第二項に規定する総務省令で定める事項は、令第十八条第六号に規定する裁判官の氏名等の掲示に掲載する審査に付される裁判官の中に氏名及び令第一条に規定する任命年月日（以下この条において「任命年月日」という。）が同一である者が二人以上ある場合において、当該氏名及び任命年月日が同一である者を区別するに足りる事項として中央選挙管理会が定める事項とする。

別記（投票録様式）

「様式 別紙一 挿入」

（開票録様式）

- 一 用紙は、折りたたんだ場合においてなるべく外部から×の記号を透視することができない紙質のものを使用しなければならない。
- 二 投票用紙に押すべき都道府県の選挙管理委員会の印は、都道府県の選挙管理委員会の定めるところにより、市町村の選挙管理委員会（特別区の選挙管理委員会を含む。別記第二号様式その一備考第一号において同じ。）の印をもつてこれに代えても差し支えない。
- 三 不正行為を防止することができる方法で投票用紙を印刷することができるものと認められる場合に限り、都道府県の選挙管理委員会は、その定めるところにより、投票用紙に押すべき都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の選挙管理委員会の印を刷込み式にしても差し支えない。
- 四 いずれの審査に係る投票用紙であるかを表示する際には、「第何回最高裁判所裁判官国民審査」等と記載しなければならない。
- 五 第一条に規定する場合には、中央選挙管理会の定めるところにより、裁判官の氏名の欄の下に当該同一氏名の者を区別するに足りる事項を記載する欄を設けなければならない。

第二号様式（点字による投票の投票用紙の様式）（第三条関係）  
その一

最高裁判所裁判官国民審査投票

点 字 投 票

都（道府県）  
（市）（区）（町）  
（村）選挙管  
理委員会印

○ 注 意

- 一 やめさせた方がよいと思う裁判官があるときは、その氏名を書くこと。
- 二 やめさせた方がよいと思う裁判官がないときは、何も書かないこと。

備考

- 一 投票用紙に押すべき都道府県の選挙管理委員会の印は、都道府県の選挙管理委員会の定めるところにより、市町村の選挙管理委員会の印をもつてこれに代えても差し支えない。
- 二 不正行為を防止することができる方法で投票用紙を印刷することができる認められる場合に限り、都道府県の選挙管理委員会は、その定めるところにより、投票用紙に押すべき都道府県又は指定都市の選挙管理委員会の印を刷込み式にしても差し支えない。
- 三 いずれの審査に係る投票用紙であるかを表示する際には、「第何回最高裁判所裁判官国民審査」等と記載しなければならない。

その二

最高裁判所裁判官国民審査

在外投票点字投票

総務大臣印

○ 注意

- 一 やめさせた方がよいと思う裁判官があるときは、その氏名を書くこと。
- 二 やめさせた方がよいと思う裁判官がないときは、何も書かないこと。

備考

- 一 総務大臣の印は、刷込み式とする。
- 二 いずれの審査に係る投票用紙であるかを表示する際には、「第何回最高裁判所裁判官国民審査」等と記載しなければならない。

第三号様式（洋上投票等における投票送信用紙の様式）（第三条関係）

「様式 別紙二 挿入」

第四号様式（在外投票用投票用紙の様式）（第三条関係）

表

最高裁判所裁判官国民審査在外投票

総務大臣印

意

注

- 一 やめさせた方がよいと思う裁判官については、その氏名の告示順序を示す番号の上の欄に×を書くこと。
- 二 やめさせなくてよいと思う裁判官については、何も書かな

こじり。

×を書く欄													裁判官の氏名の告示順序を示す番号														
													15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1

備考

- 一 総務大臣の印は、刷込み式とする。
- 二 いずれの審査に係る投票用紙であるかを表示する際には、「第何回最高裁判所裁判官国民審査」等と記載しなければならない。

第五号様式（投票録の様式）（第五条関係）  
 「様式 別紙三 挿入」  
 第六号様式（開票録の様式）（第五条関係）  
 何年何月何日 行 最高裁判所裁判官国民審査開票所開票録  
 何開票区

【略】

何年何月何日 行 最高裁判所裁判官国民審査開票所開票録  
 何開票区

【同左】



(1) 衆議院小選挙区選出議員の選挙における開票立会人となる開票立会人となった者										

[略]

(1) 投票の内訳	投票総数	有効投票			無効投票	無効投票率
		総数	国民審査法第22条第2項又は第3項の規定を受けたもの	国民審査法第22条第5項の規定を受けたもの		
						%

[略]

(3) 無効投票の内訳	点字投票以外の投票	所定の用紙を用いないもの	×の記号以外の事項を記載したもの	×の記号を自ら記載したものでないもの(審査に付されが印刷された者が2人以上の場合又は注上投票等にあつては、審査に付される裁判官のすべてについて記載を無効とされたもの)

[略]

何年何月何日調製

開票管理者 (職)

氏 名

我々は、この開票録の記載が真正であることを確認して、署名する。

開票立会人 氏 名

開票立会人 氏 名

開票立会人 氏 名

備考

[ 1 略 ]

(1) 衆議院小選挙区選出議員の選挙における開票立会人となる開票立会人となった者										

[同左]

(1) 投票の内訳	投票総数	有効投票			無効投票	無効投票率
		総数	国民審査法第22条第2項の規定を受けたもの	国民審査法施行令第9条第2項の規定を受けたもの		
						%

[同左]

(3) 無効投票の内訳	点字投票以外の投票	所定の用紙を用いないもの	×の記号以外の事項を記載したもの	審査に付される裁判官としてその氏名が印刷された者が1人の場合、×の記号を自ら記載したものでないもの(審査に付される裁判官としてその氏名が印刷された者が2人以上の場合、そのすべてについて記載を無効とされたもの)

[同左]

何年何月何日調製

開票管理者 (職)

氏 名

我々は、この開票録の記載が真正であることを確認して、署名する。

開票立会人 氏 名

開票立会人 氏 名

開票立会人 氏 名

備考

[ 1 同左 ]

2 審査に付される裁判官としてその氏名が印刷された者が2人以上の場合、審査に付される裁判官のすべてについて法第22条第2項の規定を受けた投票は、5の(3)の欄中の該当する箇所に記入すること。

3 審査に付される裁判官のすべてについて法第22条第3項の規定を受けた投票は、5の(3)の欄中の該当する箇所に記入すること。

4 審査に付される裁判官が2人以上の場合、これらの者のすべてについて法第22条第5項の規定を受けた投票は、5の(3)の欄中の該当する箇所に記入すること。

5 [略]

選挙人名簿(選挙人名簿) (選挙人名簿)

何年何月何日

執 行

最高裁判所裁判官国民審査分会録

何審査分会

[略]

(1) 投票の内訳	有効投票		無効投票数	無効投票率 %
	投票総数 総数	国民審査法第22条第2項、第3項又は第5項の規定を受けたもの		

[略]

5 選挙人名簿に登録されている者及び在外選挙人名簿に登録されている者の総数

何人

[略]

何年何月何日調製

審査分会長 (職)

氏 名

我々は、この審査分会録の記載が真正であることを確認して、署名する。

審査分会立会人

氏 名

審査分会立会人

氏 名

審査分会立会人

氏 名

[備考 略]

2 審査に付される裁判官としてその氏名が印刷された者が2人以上の場合、これらの者のすべてについて最高裁判所裁判官国民審査法第22条第2項の規定を受けた投票は、5の(3)の欄中の該当する箇所に記入すること。

[新設]

2 審査に付される裁判官が2人以上の場合、これらの者のすべてについて最高裁判所裁判官国民審査法施行令第9条第2項の規定を受けた投票は、5の(3)の欄中の該当する箇所に記入すること。

4 [同左]

(選挙人名簿)

何年何月何日

執 行

最高裁判所裁判官国民審査分会録

何審査分会

[同左]

(1) 投票の内訳	有効投票		無効投票数	無効投票率 %
	投票総数 総数	国民審査法第22条第2項又は同法施行令第9条第2項の規定の適用を受けたもの		

[同左]

5 選挙人名簿に登録されている者の総数

何人

[同左]

何年何月何日調製

審査分会長 (職)

氏 名

我々は、この審査分会録の記載が真正であることを確認して、署名する。

審査分会立会人

氏 名

審査分会立会人

氏 名

審査分会立会人

氏 名

[備考 同左]

何年何月何日  
開 会  
最高裁判所裁判官国民審査審査録

（審査録様式）  
何年何月何日  
開 会  
最高裁判所裁判官国民審査審査録

[略]		
選挙人名簿に登録されている者及び在外選挙人名簿に登録されている者の総数並びにその百分の一の数	総	数の百分の一の数
[略]		

[同左]		
選挙人名簿に登録されている者の総数及びその百分の一の数	総	数の百分の一の数
[同左]		

何年何月何日調製  
審査長（職） 氏 名  
審査立会人 氏 名  
審査立会人 氏 名  
審査立会人 氏 名  
[備考 略]

何年何月何日調製  
審査長（職） 氏 名  
審査立会人 氏 名  
審査立会人 氏 名  
審査立会人 氏 名  
[備考 同左]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（公職選挙法施行規則の一部改正）

第二条 公職選挙法施行規則（昭和二十五年総理府令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(指定船舶等)</p> <p>第十七条の二 法第四十九条第七項（最高裁判所裁判官国民審査法においてこの例によることとされている場合を含む。）に規定する船舶安全法にいう遠洋区域を航行区域とする船舶に準ずるものとして総務省令で定める船舶は、次の各号に定めるものとする。</p> <p>「一〇五 略」</p> <p>2 法第四十九条第七項（最高裁判所裁判官国民審査法においてこの例によることとされている場合を含む。）に規定する指定船舶以外の船舶であつて指定船舶に準ずるものとして総務省令で定めるものは、船舶運航事業者等の提出する定期報告書に関する省令第三条第一項の規定により同規則第二条第四項に規定する外航船舶運航事業を営む者が報告する当該事業の用に供する船舶のうち、船籍が日本以外の国である船舶とする。</p>	<p>(指定船舶等)</p> <p>第十七条の二 法第四十九条第七項に規定する船舶安全法にいう遠洋区域を航行区域とする船舶に準ずるものとして総務省令で定める船舶は、次の各号に定めるものとする。</p> <p>「一〇五 同上」</p> <p>2 法第四十九条第七項に規定する指定船舶以外の船舶であつて指定船舶に準ずるものとして総務省令で定めるものは、船舶運航事業者等の提出する定期報告書に関する省令第三条第一項の規定により同規則第二条第四項に規定する外航船舶運航事業を営む者が報告する当該事業の用に供する船舶のうち、船籍が日本以外の国である船舶とする。</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

（在外選挙執行規則の一部改正）

第三条 在外選挙執行規則（平成十一年自治省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

(在外選挙人名簿の様式等)

第一条 在外選挙人名簿（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。）第三十条の二第四項の規定により磁気ディスクをもって調製するものを除く。）は、別記第一号様式に準じて調製しなければならない。

2 法第三十条の二第四項の規定により磁気ディスクをもって調製する在外選挙人名簿は、当該在外選挙人名簿に記載されている事項を記載した書類を別記第一号様式に準じて調製できるものでなければならぬ。

3 磁気ディスクをもって調製する在外選挙人名簿に記載されている全部の事項を記載した書類及び公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号。以下「令」という。）第二十三条の十六において読み替えて準用する令第十九条第一項に規定する在外選挙人名簿記載書類は、別記第一号様式に準じて調製しなければならない。

4 在外選挙人名簿の抄本及び磁気ディスクをもって調製する在外選挙人名簿に記載されている一部の事項を記載した書類は、別記第二号様式に準じて調製しなければならない。

(在外選挙人名簿が磁気ディスクをもって調製されている場合) 第三条 「略」

(在外選挙人名簿登録移転申請者の国外における住所に関する意見を求める方法) 第七条の七 令第二十三条の五の二第二項の規定による国外における住所に関する意見の求めは、次条に規定する事項を市町村の選挙管理委員会の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて相手方である外務大臣の使用に係る電子計算機に送信する方法又は当該事項を記載した書類を送付する方法によつて行うものとする。

(在外選挙人名簿の記載事項の修正に關し通知すべき事項)

第十四条 令第二十三条の十四第三項に規定する総務省令で定める事項は、在外選挙人名簿に登録されている者の氏名、生年月日及び性別とする。

(在外選挙人名簿の表示を削除された後に再び国内に住所を移した者のうち選挙人名簿の表示を削除されたものであつて総務省令で定める者)

第十五条の三 令第六十五条の二に規定する総務省令で定めるものは、令第二十三条の十三第二項の規定により在外選挙人名簿の表示を削除された後に再び国内に住所を移した者のうち、令第十六条の規定により選挙人名簿の表示を削除された後に再び国外へ住所を移したものであつて同項の規定により在外選挙人名簿の表示を削除されたもの以外のものとする。

(在外投票用投票用紙の様式)

第十六条 法第四十九条の二第一項に規定する在外投票に用いる投票用紙のうち衆議院小選挙区選出議員の選挙に用いるものは、公職選挙法施行規則第五条第一項の規定にかかわらず、別記第十二号様式その一によるものとする。

(在外選挙人名簿の様式等)

第一条 在外選挙人名簿（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。）第三十条の二第四項の規定により磁気ディスクをもって調製するものを除く。）は、別記第一号様式に準じて調製しなければならない。

2 法第三十条の二第四項の規定により磁気ディスクをもって調製する在外選挙人名簿は、当該在外選挙人名簿に記載されている事項を記載した書類を別記第一号様式に準じて調製できるものでなければならぬ。

3 磁気ディスクをもって調製する在外選挙人名簿に記載されている全部の事項を記載した書類及び公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号。以下「令」という。）第二十三条の十六において読み替えて準用する令第十九条第一項に規定する在外選挙人名簿記載書類は、別記第一号様式に準じて調製しなければならない。

4 在外選挙人名簿の抄本及び磁気ディスクをもって調製する在外選挙人名簿に記載されている一部の事項を記載した書類は、別記第二号様式に準じて調製しなければならない。

(在外選挙人名簿が磁気ディスクをもって調製されている場合) 第三条 「同上」

(在外選挙人名簿登録移転申請者の国外における住所に関する意見を求める方法) 第七条の七 令第二十三条の五の二第二項に規定する市町村の選挙管理委員会が外務大臣に対して行う在外選挙人名簿登録移転申請者（当該市町村の選挙人名簿から抹消された者を除く。次項において同じ。）の国外における住所に関する意見の求めは、次条に規定する事項を当該市町村の選挙管理委員会の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて相手方である外務大臣の使用に係る電子計算機に送信する方法又は次条に規定する事項を記載した書類を送付する方法によつて行うものとする。

(在外選挙人名簿の記載事項の修正に關し通知すべき事項)

第十四条 令第二十三条の十四第二項に規定する総務省令で定める事項は、在外選挙人名簿に登録されている者の氏名、生年月日及び性別とする。

(在外選挙人名簿の表示を削除された後に再び国内に住所を移した者のうち選挙人名簿の表示を削除されたものであつて総務省令で定める者)

第十五条の三 令第二十三条の十三第二項の規定により在外選挙人名簿の表示を削除された後に再び国内に住所を移した者のうち、令第十六条の規定により選挙人名簿の表示を削除されたものであつて同項の規定により在外選挙人名簿の表示を削除された者以外のものとする。

(在外投票用投票用紙の様式)

第十六条 法第四十九条の二第一項に規定する在外投票に用いる投票用紙のうち衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙に用いるものは、公職選挙法施行規則第五条第一項の規定にかかわらず、別記第十二号様式（その一）によるものとする。

2 法第四十九条の二第一項に規定する在外投票に用いる投票用紙のうち参議院選挙区選出議員の選挙に用いるものは、公職選挙法施行規則第五条第一項の規定にかかわらず、別記第十二号様式その二によるものとする。

3 法第四十九条の二第一項に規定する在外投票に用いる投票用紙のうち衆議院比例代表選出議員の選挙に用いるものは、公職選挙法施行規則第五条第一項の規定にかかわらず、別記第十二号様式その三に準じて調製しなければならない。

4 法第四十九条の二第二項に規定する在外投票に用いる投票用紙のうち参議院比例代表選出議員の選挙に用いるものは、公職選挙法施行規則第五条第一項の規定にかかわらず、別記第十二号様式その四に準じて調製しなければならない。

(在外投票用封筒の記載)

第十六条の二 [略]

[2 略]

3 令第六十五条の四第三項又は第四項の規定により投票用紙に公職の候補者の氏名(衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては衆議院名簿届出政党等の法第八十六条の二第一項の規定による届出に係る名称又は略称、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては公職の候補者たる参議院名簿登載者の氏名又は参議院名簿届出政党等の法第八十六条の三第一項の規定による届出に係る名称若しくは略称)を記載した者は、投票用封筒の表面に選挙人の在外選挙人証の交付番号及び登録されている在外選挙人名簿の属する市町村名を記載しなければならない。

[4・5 略]

(在外投票用封筒の様式)

第十七条 令第六十五条の三第一項の規定による投票用封筒のうち衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙に用いるものは、別記第十三号様式その一によるものとする。

2 令第六十五条の三第一項の規定による投票用封筒のうち衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙に用いるものは、別記第十三号様式その二に準じて調製しなければならない。

3 令第六十五条の十一第一項の規定による投票用封筒のうち衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙に用いるものは、別記第十四号様式その一によるものとする。

4 令第六十五条の十一第一項の規定による投票用封筒のうち衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙に用いるものは、別記第十四号様式その二に準じて調製しなければならない。

(投票用紙等請求書の様式)

第十八条 令第六十五条の三第一項及び第六十五条の十一第一項に規定する請求書の様式は、別記第十五号様式に準じて作成しなければならない。

別記

第五号様式(在外選挙人名簿登録申請者の資格に関する意見書の様式) (第七条関係)

[様式 別紙五 挿入]

第十一号様式(在外選挙人証交付記録簿の閲覧の申出書の様式) (第十五条の二関係)

[新設]

2 法第四十九条の二第一項に規定する在外投票に用いる投票用紙のうち衆議院比例代表選出議員の選挙に用いるものは、公職選挙法施行規則第五条第一項の規定にかかわらず、別記第十二号様式(その二)に準じて調製しなければならない。

3 法第四十九条の二第二項に規定する在外投票に用いる投票用紙のうち参議院比例代表選出議員の選挙に用いるものは、公職選挙法施行規則第五条第一項の規定にかかわらず、別記第十二号様式(その三)に準じて調製しなければならない。

(在外投票用封筒の記載)

第十六条の二 [同上]

[2 同上]

3 令第六十五条の四第三項又は第四項の規定により投票用紙に公職の候補者の氏名(衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては衆議院名簿届出政党等の法第八十六条の二第一項の規定による届出に係る名称又は略称、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては参議院名簿届出政党等の法第八十六条の三第一項の規定による届出に係る名称又は略称)を記載した者は、投票用封筒の表面に選挙人の在外選挙人証の交付番号及び登録されている在外選挙人名簿の属する市町村名を記載しなければならない。

[4・5 同上]

(在外投票用封筒の様式)

第十七条 令第六十五条の三第一項の規定による投票用封筒のうち衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙に用いるものは、別記第十三号様式(その一)によるものとする。

2 令第六十五条の三第一項の規定による投票用封筒のうち衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙に用いるものは、別記第十三号様式(その二)に準じて調製しなければならない。

3 令第六十五条の十一第一項の規定による投票用封筒のうち衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙に用いるものは、別記第十四号様式(その一)によるものとする。

4 令第六十五条の十一第一項の規定による投票用封筒のうち衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙に用いるものは、別記第十四号様式(その二)に準じて調製しなければならない。

(投票用紙等請求書の様式)

第十八条 令第六十五条の三第一項及び令第六十五条の十一第一項に規定する請求書の様式は、別記第十五号様式に準じて作成しなければならない。

別記

第五号様式(在外選挙人名簿登録申請者の資格に関する意見書の様式) (第七条関係)

[様式 別紙四 挿入]

第十一号様式(在外選挙人証交付記録簿の閲覧の申出書等の様式) (第十五条の二関係)



<p>【様式 略】</p> <p>第十二号様式（在外投票用投票用紙の様式）（第十六条関係）</p> <p>【その一〜その四 略】</p> <p>備考</p> <p>一 様式その一は衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票用紙の様式であり、様式その二は参議院選挙区選出議員の選挙の投票用紙の様式であり、様式その三は衆議院比例代表選出議員の選挙の投票用紙の様式であり、様式その四は参議院比例代表選出議員の選挙の投票用紙の様式である。</p> <p>【一・三 略】</p> <p>第十五号様式（令第六十五条の三第一項及び第六十五条の十一第一項の規定による投票用紙等請求書の様式）（第十八条関係）</p> <p>【様式 別紙七 挿入】</p> <p>第十八号様式の二（在外選挙人の不在者投票に関する調書の様式）（第二十五条の二関係）</p> <p>【様式 略】</p> <p>備考</p> <p>【一〜4 略】</p> <p>5 この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、第19号様式その一の備考14に準ずる。</p> <p>第十九号様式（指定在外選挙投票区等における投票録の様式）（第二十六条関係）</p> <p>その一</p> <p>【様式 略】</p> <p>備考</p> <p>【一〜9 略】</p> <p>10 「職務時間」欄には、投票管理者を交替することとしている場合において選任の際職務を行うこととされた時間又は投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合にその投票管理者が実際に職務を行った時間を記載すること。</p> <p>11 投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合において職務代理者が職務を行ったとき又は投票管理者及び職務代理者に共に事故があり、若しくはこれらの者が共に欠けた場合において職務管理者が職務を行ったときは、「職務を代理等した者の氏名等」欄にこれらの者の氏名、職務時間及び代理等を行うこととなつた事由を記入すること。</p> <p>12 「立会時間」欄には、投票立会人を交替することとしている場合において選任の際立ち会うこととされた時間又は投票立会人が辞職をした場合にその投票立会人が実際に立ち会つた時間を記載すること。</p> <p>【13〜17 略】</p> <p>その二</p> <p>【様式 略】</p> <p>備考</p>	<p>【様式 同上】</p> <p>第十二号様式（在外投票用投票用紙の様式）（第十六条関係）</p> <p>【その一〜その四 同上】</p> <p>備考</p> <p>一 様式その一は衆議院小選挙区選出議員であり、様式その二は参議院選挙区選出議員の選挙の投票用紙の様式であり、様式その三は衆議院比例代表選出議員の選挙の投票用紙の様式であり、様式その四は参議院比例代表選出議員の選挙の投票用紙の様式である。</p> <p>【一・三 同上】</p> <p>第十五号様式（令第六十五条の三第一項及び令第六十五条の十一第一項の規定による投票用紙等請求書の様式）（第十八条関係）</p> <p>【様式 別紙六 挿入】</p> <p>第十八号様式の二（在外選挙人の不在者投票に関する調書の様式）（第二十五条の二関係）</p> <p>【様式 同左】</p> <p>備考</p> <p>【一〜4 同左】</p> <p>5 この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、第19号様式その一の備考15に準ずる。</p> <p>第十九号様式（指定在外選挙投票区等における投票録の様式）（第二十六条関係）</p> <p>その一</p> <p>【様式 同左】</p> <p>備考</p> <p>【一〜9 同左】</p> <p>10 「職務時間」欄には、投票管理者を交替することとしている場合において選任の際職務を行うこととされた時間又は投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合にその投票管理者が実際に職務を行った時間を記載すること。</p> <p>11 投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合において職務代理者が職務を行ったとき又は投票管理者及び職務代理者に共に事故があり、若しくはこれらの者が共に欠けた場合において職務管理者が職務を行ったときは、「職務を代理等した者の氏名等」欄にこれらの者の氏名、職務時間及び代理等を行うこととなつた事由を記入すること。</p> <p>12 「立会時間」欄には、投票立会人を交替することとしている場合において選任の際立ち会うこととされた時間又は投票立会人が辞職をした場合にその投票立会人が実際に立ち会つた時間を記載すること。</p> <p>【13〜17 同左】</p> <p>その二</p> <p>【様式 同左】</p> <p>備考</p>
---	--

<p>[ 1 ・ 2 略 ]</p> <p>3 「職務時間」欄には、投票管理者を交替することとしている場合において選任の際職務を行うこととされた時間又は投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合にその投票管理者が実際に職務を<u>行った</u>時間を記載すること。</p> <p>4 投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合において職務代理者が職務を行ったとき又は投票管理者及び職務代理者に共に事故があり、若しくはこれらの者が共に欠けた場合において職務管掌者が職務を<u>行った</u>ときは、「職務を代理等した者の氏名等」欄にこれらの者の氏名、職務時間及び代理等を行うこととなつた事由を記入すること。</p> <p>5 「立会時間」欄には、投票立会人を交替することとしている場合において選任の際立ち会うこととされた時間又は投票立会人が辞職をした場合にその投票立会人が実際に<u>立ち会つた</u>時間を記載すること。</p> <p>[ 6 ～ 11 略 ]</p>	<p>[ 1 ・ 2 同左 ]</p> <p>3 「職務時間」欄には、投票管理者を交替することとしている場合において選任の際職務を行うこととされた時間又は投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合にその投票管理者が実際に職務を<u>行った</u>時間を記載すること。</p> <p>4 投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合において職務代理者が職務を行ったとき又は投票管理者及び職務代理者に共に事故があり、若しくはこれらの者が共に欠けた場合において職務管掌者が職務を<u>行った</u>ときは、「職務を代理等した者の氏名等」欄にこれらの者の氏名、職務時間及び代理等を行うこととなつた事由を記入すること。</p> <p>5 「立会時間」欄には、投票立会人を交替することとしている場合において選任の際立ち会うこととされた時間又は投票立会人が辞職をした場合にその投票立会人が実際に<u>立ち会つた</u>時間を記載すること。</p> <p>[ 6 ～ 11 同左 ]</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を塗く全体に付した傍線は注記せぬ。</p>	

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この省令は、最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年二月十七日）から施行する。

### (適用区分等)

第二条 第一条の規定による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法施行規則の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される審査について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された審査については、なお従前の例による。

2 第三条の規定による改正後の在外選挙執行規則（以下「新在外選挙執行規則」という。）別記第十五号様式の規定は、施行日以後初めてその期日を告示される審査（第四項において「施行日以後の初回の審査」という。）の期日の告示の日（以下この項及び次項において「告示日」という。）以後その期日を公示され又は告示される衆議院議員又は参議院議員の選挙について適用し、告示日の前日までにその期日を公示され又は告示された衆議院議員又は参議院議員の選挙については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、施行日以後告示日の前日までの間にその期日を告示される衆議院議員の選挙及び施行日以後告示日の前日までの間にその期日を公示され又は告示される参議院議員の選

挙においては、新在外選挙執行規則別記第十五号様式その二に準じて作成された請求書による請求を妨げない。

4 施行日以後の初回の審査の期日の告示の際、第三条の規定による改正前の在外選挙執行規則別記第十五号様式その二に準じて作成された請求書がある場合には、新在外選挙執行規則別記第十五号様式その二の規定にかかわらず、当該請求書による請求を妨げない。この場合において、最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第二百二十二号）第十三条の規定によりその例によることとされる公職選挙法施行令第六十五条の十一第一項の規定により審査の投票用紙及び投票用封筒の交付を請求しようとするときは、その旨を当該請求書に記載しなければならない。

1	投票所開設場所	何市(区)役所(何町村役場)(何の場所)							
2	投票所の変更	年	月	日	場	所	事由	告示年月日	
3	投票管理者	氏名	選任年月日	職務	時間	参会時刻	職務を代理等した者の氏名等		
				午前何時～	午後何時		職務代理(管掌)者氏名 午前何時～何時 事由何々		
4	投票立会人	党派	氏名	選任年月日	立会時間	参会時刻	辞職の時刻及び理由		
(1)	衆議院小選挙区選出議員の選挙における投票立会人で審査における投票立会人となった者				午前何時～	午後何時	午前(後)何時何分 事由何々		
(2)	投票管理者の選任した者			(参会時刻)	(参会時刻)				
5	投票所開閉時刻	午前何時開始 午後何時閉鎖							
6	投票箱、投票録及び選挙人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人	党派	氏名						
7	投票の状況	選挙人名簿登録者	審査当権者	投票者	投票所における投票者		不在者投票者		
					総数	仮投票による投票者	総数	不受理の決定を受けた者の数	拒否の決定を受けた者の数
		(男)							
		(女)							
		(計)							
(1)	投票用紙再交付者	(氏名) (再交付の事由)							
(2)	決定書又は判決書により投票をした者	(氏名)							
(3)	不在者投票の用紙及び封筒を返還して投票した者	(氏名)							
(4)	点字により投票をした者								
(5)	代理投票	審査人	補助者						
		(氏名)	(氏名)			(氏名)			
(6)	投票所閉鎖の時刻までに投票管理者が送致を受けた不在者投票	投票総数	票内		受理と決定したもの			票	
					不受理と決定したもの			票	
		不受理の決定を受けた者	(氏名)						
		代理投票の拒否の決定を受けた者	(氏名)						
(7)	投票拒否の決定をした者	国民審査法第26条の規定によつてその例によることとされた公職選挙法第50条の投票の拒否	審査人の氏名	拒否の事由	仮投票の有無				
		国民審査法第26条の規定によつてその例によることとされた公職選挙法第48条の代理投票の拒否							
8	投票所事務従事者	総数	何人	内	1 市区町村選挙管理委員会書記	何人			
					2 市区町村の職員	何人			
					3 その他の者	何人			

何年何月何日調製

投票管理者(職) 氏名  
我々は、この投票録の記載が真正であることを確認して、署名する。  
投票立会人 氏名  
投票立会人 氏名

- 備考
- この様式は、投票所における投票録の様式である。
  - 指定投票区若しくは指定関係投票区等である場合又は国民審査法施行規則第4条の規定によつてその例によることとされた公職選挙法施行規則第15条の2第3項の規定により市町村の選挙管理委員会が指定する投票区となつた場合には、その旨を「何投票区」に続いて記載すること。
  - 審査人の氏名のみ記載では、審査人を確認することが困難である場合においては、住所等を記載して確認することができるようにすること。
  - 「審査当日有権者」には、期日前投票を行った者のうち審査の期日までの間に審査権を有しなくなったものも含まれるものであること。
  - 投票所における投票者の総数と不在者投票の総数の計を「投票者」欄に記載すること。
  - 「職務時間」欄には、投票管理者を交替することとしている場合において選任の際職務を行うこととされた時間又は投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合にその投票管理者が実際に職務を行った時間を記載すること。
  - 投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合において職務代理者が職務を行ったとき又は投票管理者及び職務代理者に共に事故があり、若しくはこれらの者が共に欠けた場合において職務管掌者が職務を行ったときは、「職務を代理等した者の氏名等」欄にこれらの者の氏名、職務時間及び代理等をすることとなつた事由を記入すること。
  - 「立会時間」欄には、投票立会人を交替することとしている場合において選任の際立ち会うこととされた時間又は投票立会人が辞職をした場合にその投票立会人が実際に立ち会つた時間を記載すること。
  - 投票管理者又は投票立会人を交替した場合には、引継ぎに係る書類を添付すること。
  - 署名をする投票管理者及び投票立会人は、投票所の閉鎖時において選任されている投票管理者及び投票立会人とする。
  - 指定関係投票区等である場合又は、この様式中「不在者投票」欄及び7(6)の欄に斜線を引くこと。ただし、繰延投票が行われ当該投票区に属する審査人がした不在者投票の送致を受けた場合又は国民審査法施行規則第4条の規定によつてその例によることとされた公職選挙法施行規則第15条の2第3項の規定により市町村の選挙管理委員会が指定する投票区となつた場合は、この限りでない。
  - 公職選挙法第55条ただし書に規定するときにあつては、「6 投票箱、投票録及び選挙人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人」欄には、投票箱及び投票録を開票管理者に送致すべき投票立会人を記載すること。
  - この様式に掲げる事項のほか、投票管理者において、投票に関し緊要と認める事項があるときは、これを記載すること。この場合においては、補助用紙を使用することができる。

その二

何年何月何日  
 執行

最高裁判所裁判官国民審査共通投票所投票録

1	共通投票所開設場所						
2	年	月	日	場	所	事由	告示年月日
3	氏名		選任年月日	職務時間	参会時刻	職務を代理等した者の氏名等	
				午前何時～ 午後何時		職務代理(管掌)者氏名 午前何時～何時 事由何々	
4	党派	氏名	選任年月日	立会時間	参会時刻	辞職の時刻及び理由	
(1)	衆議院小選挙区選出議員の選挙における投票立会人で審査における投票立会人となつた者			午前何時～ 午後何時		午前(後)何時何分 事由何々	
(2)	投票管理者の選任した者		(参会時刻)				
			(参会時刻)				
5	共通投票所開閉時刻						
投票箱、投票録及び選挙人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人		党派 氏名					
7	投票者			仮投票による投票者			
	(男)						
	(女)						
	(計)						
(1)	投票用紙再交付者		(氏名) (再交付の事由)				
(2)	決定書又は判決書により投票をした者		(氏名)				
(3)	不在者投票の用紙及び封筒を返還して投票した者		(氏名)				
(4)	点字により投票をした者		人				
(5)	審査人		補助者				
	(氏名)		(氏名)		(氏名)		
	代理投票者数		人				
(6)	投票拒否の決定をした者		審査人の氏名	拒否の事由	仮投票の有無		
	国民審査法第26条の規定によつてその例によることとされた公職選挙法第50条の投票の拒否						
	国民審査法第26条の規定によつてその例によることとされた公職選挙法第48条の代理投票の拒否						
8	共通投票所事務従事者		総数	何人	内	1 市区町村選挙管理委員会書記 何人	
						2 市区町村の職員 何人	
						3 その他の者 何人	

何年何月何日調製

投票管理者(職) 氏名  
 我々は、この投票録の記載が真正であることを確認して、署名する。  
 投票立会人 氏名  
 投票立会人 氏名

備考

- この様式は、共通投票所における投票録の様式である。
- 審査人の氏名のみ記載では、審査人を確認することが困難である場合においては、住所等を記載して確認することができるようにすること。
- 「職務時間」欄には、投票管理者を交替することとしている場合において選任の際職務を行うこととされた時間又は投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合にその投票管理者が実際に職務を行つた時間を記載すること。
- 投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合において職務代理者が職務を行つたとき又は投票管理者及び職務代理者に共に事故があり、若しくはこれらの者が共に欠けた場合において職務管掌者が職務を行つたときは、「職務を代理等した者の氏名等」欄にこれらの者の氏名、職務時間及び代理等をすることとなつた事由を記入すること。
- 「立会時間」欄には、投票立会人を交替することとしている場合において選任の際立ち会うこととされた時間又は投票立会人が辞職をした場合にその投票立会人が実際に立ち会つた時間を記載すること。
- 投票管理者又は投票立会人を交替した場合には、引継ぎに係る書類を添付すること。
- 署名をする投票管理者及び投票立会人は、共通投票所の閉鎖時において選任されている投票管理者及び投票立会人とする。
- 公職選挙法第55条ただし書に規定するときにあつては、「6 投票箱、投票録及び選挙人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人」欄には、投票箱及び投票録を開票管理者に送致すべき投票立会人を記載すること。
- この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、その一の備考13に準ずる。

その三

何年何月何日  
執 行

最高裁判所裁判官国民審査期日前投票所投票録

1	期日前投票年月日	何年何月何日					
2	期日前投票所設置の状況						
(1)	期日前投票所開設場所	何市(区)役所(何町村役場)(何の場所)					
(2)	期日前投票所における審査の期間	何年何月何日から何年何月何日まで					
3	投票管理者	氏名	選任年月日	職務時間	参会時刻	職務を代理等した者の氏名等	
				午前何時～ 午後何時		職務代理(管掌)者氏名 午前何時～何時 事由何々	
4	投票立会人	党派	氏名	選任年月日	立会時間	参会時刻	辞職の時刻及び理由
(1)	衆議院小選挙区選出議員の選挙における投票立会人として審査における投票立会人となつた者				午前何時～ 午後何時		午前(後)何時何分事由何々
(2)	投票管理者の選任した者			(参会時刻)			
				(参会時刻)			
5	期日前投票所開閉時刻	午前 何時開始		午後 何時閉鎖			
6	投票の状況	投票者			仮投票による投票者		
		(男)					
		(女)					
		(計)					
(1)	投票用紙再交付者	(氏名) (再交付の事由)					
(2)	決定書又は判決書により投票をした者	(氏名)					
(3)	不在者投票の用紙及び封筒を返還して投票した者	(氏名)					
(4)	点字により投票をした者	人					
(5)	代理投票	審査人	補助者			人	
		(氏名)	(氏名)	(氏名)			
		代理投票者数			人		
(6)	投票拒否の決定をした者			審査人の氏名	拒否の事由	仮投票の有無	
		国民審査法第26条の規定によつてその例によることとされた公職選挙法第50条の投票の拒否					
		国民審査法第26条の規定によつてその例によることとされた公職選挙法第48条の代理投票の拒否					
7	期日前投票所事務従事者	総数	何人	1 市区町村選挙管理委員会書記	何人		
				2 市区町村の職員	何人		
				3 その他の者	何人		

何年何月何日調製

投票管理者(職) 氏名  
我々は、この投票録の記載が真正であることを確認して、署名する。  
投票立会人 氏名  
投票立会人 氏名

備考

- この様式は、期日前投票所における投票録の様式である。
- 審査人の氏名のみの記載では、審査人を確認することが困難である場合においては、住所等を記載して確認することができるようにすること。
- 「職務時間」欄には、投票管理者を交替することとしている場合において選任の際職務を行うこととされた時間又は投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合にその投票管理者が実際に職務を行つた時間を記載すること。
- 投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合において職務代理者が職務を行つたとき又は投票管理者及び職務代理者に共に事故があり、若しくはこれらの者が共に欠けた場合において職務管掌者が職務を行つたときは、「職務を代理等した者の氏名等」欄にこれらの者の氏名、職務時間及び代理等をする事となつた事由を記入すること。
- 「立会時間」欄には、投票立会人を交替することとしている場合において選任の際立ち会うこととされた時間又は投票立会人が辞職をした場合にその投票立会人が実際に立ち会つた時間を記載すること。
- 投票管理者又は投票立会人を交替した場合には、引継ぎに係る書類を添付すること。
- 署名をする投票管理者及び投票立会人は、期日前投票所の閉鎖時において選任されている投票管理者及び投票立会人とする。
- この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、その一の備考13に準ずる。





備考

- 一 投票送信用紙は両面印刷の方法により調製しても差し支えないが、投票記載部分及び必要事項記載部分の裏面には何も印刷しないこと。
- 二 投票送信用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 三 投票送信用紙に押すべき指定市町村（公職選挙法施行令第五十九条の六第二項に規定する指定市町村をいう。以下同じ。）の選挙管理委員会の印は、指定市町村の選挙管理委員会の定めるところにより、指定市町村の印をもつてこれに代えても差し支えない。
- 四 不正行為を防止することができると認められる場合に限り、指定市町村の選挙管理委員会は、その定めるところにより、投票送信用紙に押すべき指定市町村の選挙管理委員会の印を刷込み式にしても差し支えない。
- 五 投票記載部分にいずれの審査に係る投票送信用紙であることを表示する際には、「第何回最高裁判所裁判官国民審査」等と記載しなければならぬ。
- 六 指定市町村の選挙管理委員会の委員長は、令第十三条の規定によりその例によることとされる公職選挙法施行令第五十九条の六に係る請求を受けた場合は投票送信用紙の必要事項記載部分の「1. 市町村長の選挙権の行使に関する事項」欄に、同令第五十九条の六の三に係る請求を受けた場合は投票送信用紙の「1. 市町村長の選挙権の行使に関する事項」欄及び「2. 市町村長の選挙権の行使に関する事項」欄中「②市町村長の選挙権の行使に関する事項」欄に必要な事項を記入して交付しなければならない。
- 七 投票送信用紙の注意事項記載欄の余白には、必要と認められる事項を記載することができる。

【必要事項記載部分】

- 南極投票指定市町村の選挙管理委員会の委員長の記載事項
  - 南極投票指定市町村名  
 \_\_\_\_\_ 都道府県 \_\_\_\_\_ 市町村 \_\_\_\_\_ (区) \_\_\_\_\_
  - この用紙を隊長に交付した年月日  
 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日
  - 審査人の選挙人名簿登録地市町村名  
 \_\_\_\_\_ 都道府県 \_\_\_\_\_ 市町村 \_\_\_\_\_ (区) \_\_\_\_\_
- 不在者投票管理者の記載事項
  - 氏名 (署名) \_\_\_\_\_
  - 投票記載場所 \_\_\_\_\_
  - この用紙を審査人に交付した年月日  
 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日
- 立会人の記載事項  
氏名 (署名) \_\_\_\_\_
- 審査人の記載事項
  - 氏名 (署名) \_\_\_\_\_
  - 住所 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_ 市区町村 \_\_\_\_\_
- 南極選挙人証又は選挙人名簿登録証明書の交付年月日  
 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日
- 代理投票の仮投票の場合  
代理記載人の署名 \_\_\_\_\_

【投票記載部分】

15	
14	
13	
12	
11	
10	
9	
8	
7	
6	
5	
4	
3	
2	
1	
×を書き欄の氏名の告示順序を示す番号	

(切り取り線)

○ 注意  
 やめさせた方がよいと思ふ裁判官については、その氏名の告示順序を示す番号の欄に×を書きこむ。やめさせなくてよいと思ふ裁判官については、何も書かないこと。

最高裁判所裁判官国民審査南極投票

(切り取り線)



ファクシミリ送信時の用紙の向き

【注意事項記載欄】

- 「1. 南極投票指定市町村の選挙管理委員会の委員長の記載事項」欄には南極投票指定市町村の選挙管理委員会の委員長が、「2. 不在者投票管理者の記載事項」欄には不在者投票管理者である隊長が、「3. 立会人の記載事項」欄には立会人が、それぞれ記載した後、交付されますので、審査人は記載事項を消したり、修正を加えたりしないでください。
- 不在者投票管理者である隊長からこの投票送信用紙の交付を受けた審査人は、投票の記載をする場所で「4. 審査人の記載事項」欄にもれなく記載をした後、投票の記載を行ってください。
- 投票の記載を行った審査人は、直ちに不在者投票管理者である隊長が指定したファクシミリ装置を用いて隊長から知らされた電気通信番号を用いて南極投票指定市町村の選挙管理委員会の委員長あてにこの投票送信用紙を送信してください。
- 代理投票の場合は、「4. 審査人の記載事項」欄には代理記載人が記載してください。
- 「5. 代理投票の仮投票の場合 代理記載人の署名」欄には、代理投票の仮投票の場合以外は記載しないでください。
- この投票送信用紙をファクシミリ装置を用いて送信する際には、用紙の向き及び表裏に注意してください。
- 審査人は、ファクシミリ装置による送信を行った後は、直ちに、投票記載部分、必要事項記載部分及び注意事項記載欄をそれぞれ切り離し、投票記載部分を投票送信用紙とともに隊長から交付された投票送信用紙用封筒に入れて封をし、必要事項記載部分を当該投票送信用紙用封筒の表面に貼り付けて、隊長に提出してください。

市 (区) (町) (村) 選挙管理委員会 印

備考

- 一 投票送信用紙は片面印刷の方法により調製しなければならない。
- 二 投票送信用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 三 投票送信用紙に押すべき南極投票指定市町村（公職選挙法施行令第五十九条の八第二項に規定する南極投票指定市町村をいう。以下同じ。）の選挙管理委員会の印は、南極投票指定市町村の選挙管理委員会の定めるところにより、南極投票指定市町村の印をもつてこれに代えても差し支えない。
- 四 不正行為を防止することができる方法で投票送信用紙を印刷することができる場合限り、南極投票指定市町村の選挙管理委員会は、その定めるところにより、投票送信用紙に押すべき南極投票指定市町村の選挙管理委員会の印を刷込み式にしても差し支えない。
- 五 投票記載部分にいずれの審査に係る投票送信用紙であるかを表示する際には、「第何回最高裁判所裁判官国民審査」等と記載しなければならない。
- 六 南極投票指定市町村の選挙管理委員会の委員長は、投票送信用紙の必要事項記載部分の「南極投票指定市町村の選挙管理委員会の委員長は、投票送信用紙の必要事項記載部分の「」に必要事項を記入して交付しなければならない。
- 七 投票送信用紙の注意事項記載欄の余白には、必要と認められる事項を記載することができる。

その一

何年何月何日  
執行

最高裁判所裁判官国民審査投票所投票録

何投票区

1	投票所開設場所	何市(区)役所(何町村役場)(何の場所)							
2	投票所の変更	年	月	日	場	所	事由	告示年月日	
3	投票管理者	氏名	選任年月日	職務時間	参会時刻	職務を代理等した者の氏名等			
				午前何時～ 午後何時		職務代理(管掌)者氏名 午前何時～何時 事由何々			
4	投票立会人	党派	氏名	選任年月日	立会時間	参会時刻	辞職の時刻及び理由		
(1)	衆議院小選挙区選出議員の選挙における投票立会人で審査における投票立会人となった者				午前何時～ 午後何時		午前(後)何時何分 事由何々		
(2)	投票管理者の選任した者			(参会時刻)					
				(参会時刻)					
5	投票所開閉時刻	午前何時開始 午後何時閉鎖							
6	投票箱、投票録及び選挙人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人	党派	氏名						
7	投票の状況	選挙人名簿登録者	審査当日者	投票者	投票所における投票者		不在者投票者		
					総数	仮投票による投票者	総数	不受理の決定を受けた者の数	拒否の決定を受けた者の数
		(男)							
		(女)							
		(計)							
(1)	投票用紙再交付者	(氏名) (再交付の事由)							
(2)	決定書又は判決書により投票をした者	(氏名)							
(3)	不在者投票の用紙及び封筒を返還して投票した者	(氏名)							
(4)	点字により投票をした者	人							
(5)	代理投票	審査人	補助者						
		(氏名)	(氏名)	(氏名)	(氏名)	(氏名)	(氏名)	(氏名)	
	代理投票者数	人							
(6)	投票所閉鎖の時刻までに投票管理者が送致を受けた不在者投票	投票総数	票内	受理と決定したもの				票	
				不受理と決定したもの				票	
				不受理又は拒否の決定を受けた者					
		不受理の決定を受けた者	(氏名)						
		代理投票の拒否の決定を受けた者	(氏名)						
(7)	投票拒否の決定をした者		審査人の氏名	拒否の事由	仮投票の有無				
		国民審査法第26条の規定によってその例によることとされた公職選挙法第50条の投票の拒否							
		国民審査法第26条の規定によってその例によることとされた公職選挙法第48条の代理投票の拒否							
8	投票所事務従事者	総数	何人	1	市区町村選挙管理委員会書記	何人			
				2	市区町村の職員	何人			
				3	その他の者	何人			

何年何月何日調製

投票管理者(職) 氏名

我々は、この投票録の記載が真正であることを確認して、署名する。

投票立会人 氏名

投票立会人 氏名

## 備考

- 1 この様式は、投票所（法第 26 条の規定によりその例によることとされる公職選挙法第 30 条の 3 第 2 項に規定する指定在外選挙投票区の投票所を除く。）における投票録の様式である。
- 2 指定投票区若しくは指定関係投票区等である場合又は第 6 条の規定によつてその例によることとされた公職選挙法施行規則（昭和 25 年総理府令第 13 号）第 15 条の 2 第 3 項の規定により市町村の選挙管理委員会が指定する投票区となつた場合には、その旨を「何投票区」に続いて記載すること。
- 3 審査人の氏名のみ記載では、審査人を確認することが困難である場合においては、住所等を記載して確認することができるようにすること。
- 4 「審査当日有権者」には、期日前投票を行つた者のうち審査の期日までの間に審査権を有しなくなつたものも含まれるものであること。
- 5 投票所における投票者の総数と不在者投票の総数の計を「投票者」欄に記載すること。
- 6 「職務時間」欄には、投票管理者を交替することとしている場合において選任の際職務を行うこととされた時間又は投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合にその投票管理者が実際に職務を行つた時間を記載すること。
- 7 投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合において職務代理者が職務を行つたとき又は投票管理者及び職務代理者に共に事故があり、若しくはこれらの者が共に欠けた場合において職務管掌者が職務を行つたときは、「職務を代理等した者の氏名等」欄にこれらの者の氏名、職務時間及び代理等をすることとなつた事由を記入すること。
- 8 「立会時間」欄には、投票立会人を交替することとしている場合において選任の際立ち会うこととされた時間又は投票立会人が辞職をした場合にその投票立会人が実際に立ち会つた時間を記載すること。
- 9 投票管理者又は投票立会人を交替した場合には、引継ぎに係る書類を添付すること。
- 10 署名をする投票管理者及び投票立会人は、投票所の閉鎖時において選任されている投票管理者及び投票立会人とする。
- 11 指定関係投票区等である場合には、この様式中「不在者投票者」欄及び 7(6)の欄に斜線を引くこと。ただし、繰延投票が行われ当該投票区に属する審査人がした不在者投票の送致を受けた場合又は第 6 条の規定によつてその例によることとされた公職選挙法施行規則第 15 条の 2 第 3 項の規定により市町村の選挙管理委員会が指定する投票区となつた場合は、この限りでない。
- 12 公職選挙法第 55 条ただし書に規定するときにあつては、「6 投票箱、投票録及び選挙人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人」欄には、投票箱及び投票録を開票管理者に送致すべき投票立会人を記載すること。
- 13 この様式に掲げる事項のほか、投票管理者において、投票に関し緊要と認める事項があるときは、これを記載すること。この場合においては、補助用紙を使用することができる。

その二

何年何月何日  
 執行

最高裁判所裁判官国民審査共通投票所投票録

1	共通投票所開設場所						
2	年 月 日		場 所		事 由		告 示 年 月 日
3	氏 名		選任年月日	職 務 時 間	参会時刻	職務を代理等した者の氏名等	
				午前何時～ 午後何時		職務代理(管掌)者氏名 午前何時～何時 事由何々	
4	党 派	氏 名	選任年月日	立 会 時 間	参会時刻	辞職の時刻及び理由	
(1)	衆議院小選挙区選出議員の 選挙における投票立会人で 審査における投票立会人と なった者			午前何時～ 午後何時		午前(後)何時何分 事由何々	
(2)	投票管理者の選任した者		(参会時刻)				
			(参会時刻)				
5	共通投票所開閉時刻 午前何時開始 午後何時閉鎖						
6	投票箱、投票録及び選挙人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人						
7	投 票 者			仮投票による投票者			
	(男)						
	(女)						
	(計)						
(1)	投票用紙再交付者		(氏名) (再交付の事由)				
(2)	決定書又は判決書により投票をした者		(氏名)				
(3)	不在者投票の用紙及び封筒を返還して投票した者		(氏名)				
(4)	点字により投票をした者		人				
(5)	代 理 投 票		審 査 人		補 助 者		
			(氏 名)		(氏 名)		(氏 名)
			代理投票者数		人		
(6)	投票拒否の決定をした者		審 査 人 の 氏 名	拒 否 の 事 由	仮 投 票 の 有 無		
	国民審査法第 26 条の規定によってその例によることとされた公職選挙法第 50 条の投票の拒否						
	国民審査法第 26 条の規定によってその例によることとされた公職選挙法第 48 条の代理投票の拒否						
8	共通投票所事務従事者		総数	何人	内	1 市区町村選挙管理委員会書記	何人
						2 市区町村の職員	何人
						3 その他の者	何人

何年何月何日調製

投票管理者(職) 氏 名  
 我々は、この投票録の記載が真正であることを確認して、署名する。  
 投票立会人 氏 名  
 投票立会人 氏 名

備考

- この様式は、共通投票所(法第 26 条の規定によりその例によることとされる公職選挙法第 49 条の 2 第 3 項の規定により市町村の選挙管理委員会が指定した共通投票所を除く。)における投票録の様式である。
- 審査人の氏名のみ記載では、審査人を確認することが困難である場合においては、住所等を記載して確認することができるようにすること。
- 「職務時間」欄には、投票管理者を交替することとしている場合において選任の際職務を行うこととされた時間又は投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合にその投票管理者が実際に職務を行った時間を記載すること。
- 投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合において職務代理者が職務を行ったとき又は投票管理者及び職務代理者に共に事故があり、若しくはこれらの者が共に欠けた場合において職務管掌者が職務を行ったときは、「職務を代理等した者の氏名等」欄にこれらの者の氏名、職務時間及び代理等することとなった事由を記入すること。
- 「立会時間」欄には、投票立会人を交替することとしている場合において選任の際立ち会うこととされた時間又は投票立会人が辞職をした場合にその投票立会人が実際に立ち会った時間を記載すること。
- 投票管理者又は投票立会人を交替した場合には、引継ぎに係る書類を添付すること。
- 署名をする投票管理者及び投票立会人は、共通投票所の閉鎖時において選任されている投票管理者及び投票立会人とする。
- 公職選挙法第 55 条ただし書に規定するときにあつては、「6 投票箱、投票録及び選挙人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人」欄には、投票箱及び投票録を開票管理者に送致すべき投票立会人を記載すること。
- この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、その一の備考 13 に準ずる。

その三

何年何月何日  
 執 行

最高裁判所裁判官国民審査期日前投票所投票録

1	期日前投票年月日	何年何月何日					
2	期日前投票所設置の状況						
(1)	期日前投票所開設場所	何市(区)役所(何町村役場)(何の場所)					
(2)	期日前投票所における審査の期間	何年何月何日から何年何月何日まで					
3	投票管理者	氏名	選任年月日	職務時間	参会時刻	職務を代理等した者の氏名等	
				午前何時～ 午後何時		職務代理(管掌)者氏名 午前何時～何時 事由何々	
4	投票立会人	党派	氏名	選任年月日	立会時間	参会時刻	辞職の時刻及び理由
(1)	衆議院小選挙区選出議員の選挙における投票立会人である審査における投票立会人となった者				午前何時～ 午後何時		午前(後)何時何分事由何々
(2)	投票管理者の選任した者			(参会時刻)			
				(参会時刻)			
5	期日前投票所開閉時刻	午前 何時開始		午後 何時閉鎖			
6	投票の状況	投票者			仮投票による投票者		
		(男)					
		(女)					
		(計)					
(1)	投票用紙再交付者	(氏名) (再交付の事由)					
(2)	決定書又は判決書により投票をした者	(氏名)					
(3)	不在者投票の用紙及び封筒を返還して投票した者	(氏名)					
(4)	点字により投票をした者	人					
(5)	代理投票	審査人	補助者				
		(氏名)	(氏名)	(氏名)	(氏名)		
		代理投票者数			人		
(6)	投票拒否の決定をした者		審査人の氏名	拒否の事由	仮投票の有無		
		国民審査法第26条の規定によってその例によることとされた公職選挙法第50条の投票の拒否					
		国民審査法第26条の規定によってその例によることとされた公職選挙法第48条の代理投票の拒否					
7	期日前投票所事務従事者	総数	何人	1 市区町村選挙管理委員会書記	何人		
				2 市区町村の職員	何人		
				3 その他の者	何人		

何年何月何日調製

投票管理者(職) 氏名

我々は、この投票録の記載が真正であることを確認して、署名する。

投票立会人 氏名

投票立会人 氏名

備考

- この様式は、期日前投票所(法第26条の規定によりその例によることとされる公職選挙法第49条の2第4項の規定により読み替えて適用される同法第48条の2第1項の規定により市町村の選挙管理委員会の指定した期日前投票所を除く。)における投票録の様式である。
- 審査人の氏名のみ記載では、審査人を確認することが困難である場合においては、住所等を記載して確認することができるようにすること。
- 「職務時間」欄には、投票管理者を交替することとしている場合において選任の際職務を行うこととされた時間又は投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合にその投票管理者が実際に職務を行った時間を記載すること。
- 投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合において職務代理者が職務を行ったとき又は投票管理者及び職務代理者に共に事故があり、若しくはこれらの者が共に欠けた場合において職務管掌者が職務を行ったときは、「職務を代理等した者の氏名等」欄にこれらの者の氏名、職務時間及び代理等をすることとなった事由を記入すること。
- 「立会時間」欄には、投票立会人を交替することとしている場合において選任の際立ち会うこととされた時間又は投票立会人が辞職をした場合にその投票立会人が実際に立ち会った時間を記載すること。
- 投票管理者又は投票立会人を交替した場合には、引継ぎに係る書類を添付すること。
- 署名をする投票管理者及び投票立会人は、期日前投票所の閉鎖時において選任されている投票管理者及び投票立会人とする。
- この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、その一の備考13に準ずる。

その四

何年 何月 何日  
執 行

最高裁判所裁判官国民審査投票所投票録

何投票区

1	投票所開設場所	何市(区)役所(何町村役場)(何の場所)							
2	投票所の変更	年	月	日	場	所	事由	告示年月日	
3	投票管理者	氏名		選任年月日	職務時間		参会時刻	職務を代理等した者の氏名等	
					午前何時～ 午後何時		職務代理(管掌)者氏名 午前何時～何時 事由何々		
4	投票立会人	党派	氏名	選任年月日	立会時間	参会時刻	辞職の時刻及び理由		
(1)	衆議院小選挙区選出議員の選挙における投票立会人である審査における投票立会人となった者				午前何時～ 午後何時		午前(後)何時何分 事由何々		
(2)	投票管理者の選任した者			(参会時刻)					
5	投票所開閉時刻	午前何時開始 午後何時閉鎖							
6	投票箱、投票録及び選挙人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人	党派	氏名						
7	投票の状況	選挙人名簿登録者	審査当日有権者	投票者	投票所における投票者 (在外審査人を除く。)		不在者投票者 (在外審査人を除く。)		
					総数	仮投票による投票者	総数	不受理の決定を受けた者の数	拒否の決定を受けた者の数
		(男)							
		(女)							
(計)									
(1)	投票用紙再交付者	(氏名) (再交付の事由)							
(2)	決定書又は判決書により投票をした者	(氏名)							
(3)	不在者投票の用紙及び封筒を返還して投票した者	(氏名)							
(4)	点字により投票をした者	人							
(5)	代理投票	審査人	補助者						
		(氏名)	(氏名)			(氏名)			
代理投票者数		人							
(6)	投票所閉鎖の時刻までに投票管理者が送致を受けた不在者投票	投票総数	票内				受理と決定したもの	票	
							不受理と決定したもの	票	
		不受理又は拒否の決定を受けた者							
		不受理の決定を受けた者	(氏名)						
代理投票の拒否の決定を受けた者		(氏名)							
(7)	投票拒否の決定をした者	審査人の氏名		拒否の事由		仮投票の有無			
		国民審査法第26条の規定によってその例によることとされた公職選挙法第50条の投票の拒否							
		国民審査法第26条の規定によってその例によることとされた公職選挙法第48条の代理投票の拒否							
(8)	在外審査人の投票の状況	在外選挙人名簿登録者		審査当日有権者		投票者(イ+ロ+ハ)			
		(男)							
		(女)							
		(計)							
		投票所における投票者(在外審査人に限る。)		不在者投票者(在外審査人に限る。)		在外投票者			
		総数(イ)	仮投票による投票	総数(ロ)	不受理の決定を受けた者の数	拒否の決定を受けた者の数	総数(ハ)	不受理の決定を受けた者の数	拒否の決定を受けた者の数



(1)	投票所閉鎖の時刻までに投票管理者が送致を受けた不在者投票	投票総数	票 内	受理と決定したもの	票	
		不受理と決定したもの			票	
		不受理又は拒否の決定を受けた者				
		不受理の決定を受けた者	(氏名)			
(2)	投票所閉鎖の時刻までに投票管理者が送致を受けた在外投票	投票総数	票 内	受理と決定したもの	票	
		不受理と決定したもの			票	
		不受理又は拒否の決定を受けた者				
		不受理の決定を受けた者	(氏名)			
(3)	備 考	代理投票の拒否の決定を受けた者 (氏名)				
9	投票所事務従事者	総数	何人	内	1 市区町村選挙管理委員会書記 2 市区町村の職員 3 その他の者	何人 何人 何人

何年何月何日調製

投票管理者 (職) 氏 名  
我々は、この投票録の記載が真正であることを確認して、署名する。  
投票立会人 氏 名  
投票立会人 氏 名

備考

- この様式は、法第 26 条の規定によりその例によることとされる公職選挙法第 30 条の 3 第 2 項に規定する指定在外選挙投票区の投票所における投票録の様式である。
- 指定投票区若しくは指定関係投票区等である場合又は第 6 条の規定によつてその例によることとされた公職選挙法施行規則第 15 条の 2 第 3 項の規定により市町村の選挙管理委員会が指定する投票区となつた場合には、その旨を「何投票区」に続いて記載すること。
- 審査人の氏名のみ記載では、審査人を確認することが困難である場合においては、住所等を記載して確認することができるようにすること。
- 「審査当日有権者」には、期日前投票を行つた者のうち審査の期日までの間に審査権を有しなくなつたものも含まれるものであること。
- 「7 投票の状況」欄には、在外審査人以外の審査人の投票の状況を記載すること。
- 「7 投票の状況」欄の「投票者」欄には、投票所における投票者の総数と不在者投票の総数の計を記載すること。
- 「8 在外審査人の投票の状況」欄には、在外審査人の投票の状況を記載すること。
- 「8 在外審査人の投票の状況」欄の「投票者」欄には、投票所における投票者の総数、不在者投票者の総数及び在外投票者の総数の計を記載すること。
- 在外審査人について、指定在外選挙投票区の投票所において、投票用紙再交付者、決定書又は判決書により投票をした者、不在者投票の用紙及び封筒を返還して投票した者、郵便等による在外投票の用紙及び封筒を返還して投票した者、点字により投票をした者、代理投票をした者又は投票拒否の決定をした者があるときは、「8(3)備考」欄に、「7(1)」欄から「7(5)」欄まで又は「7(7)」欄の記載方法に準じて、記載をすること。
- 「職務時間」欄には、投票管理者を交替することとしている場合において選任の際職務を行うこととされた時間又は投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合にその投票管理者が実際に職務を行つた時間を記載すること。
- 投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合において職務代理者が職務を行つたとき又は投票管理者及び職務代理者に共に事故があり、若しくはこれらの者が共に欠けた場合において職務管理者が職務を行つたときは、「職務を代理等した者の氏名等」欄にこれらの者の氏名、職務時間及び代理等をすることとなつた事由を記入すること。
- 「立会時間」欄には、投票立会人を交替することとしている場合において選任の際立ち会うこととされた時間又は投票立会人が辞職をした場合にその投票立会人が実際に立ち会つた時間を記載すること。
- 投票管理者又は投票立会人を交替した場合には、引継ぎに係る書類を添付すること。
- 署名をする投票管理者及び投票立会人は、投票所の閉鎖時において選任されている投票管理者及び投票立会人とする。
- 指定関係投票区等である場合には、「7 投票の状況」欄の「不在者投票者」欄及び「7(6)」の欄に斜線を引くこと。ただし、繰延投票が行われ当該投票区に属する審査人がした不在者投票の送致を受けた場合又は第 6 条の規定によつてその例によることとされた公職選挙法施行規則第 15 条の 2 第 3 項の規定により市町村の選挙管理委員会が指定する投票区となつた場合は、この限りでない。
- 公職選挙法第 55 条ただし書に規定するときにあつては、「6 投票箱、投票録及び選挙人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人」欄には、投票箱及び投票録を開票管理者に送致すべき投票立会人を記載すること。
- この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、その一の備考 13 に準ずる。

その五

何年何月何日  
執行

最高裁判所裁判官国民審査共通投票所投票録

1	共通投票所開設場所						
2	年 月 日		場 所		事 由		告 示 年 月 日
3	氏 名		選任年月日	職 務 時 間	参会時刻	職務を代理等した者の氏名等	
				午前何時～ 午後何時		職務代理(管掌)者 氏 名 午前何時～何時 事由何々	
4	党 派	氏 名	選任年月日	立 会 時 間	参会時刻	辞職の時刻及び理由	
(1)				午前何時～ 午後何時		午前(後)何時何分 事由何々	
(2)	投票管理者の選任した者		(参会時刻)				
			(参会時刻)				
5	共通投票所開閉時刻						
	午前何時開始 午後何時閉鎖						
6	投票箱、投票録及び選挙人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人						
	党派 氏名						
7	投 票 者				仮投票による投票者		
	(男)						
	(女)						
	(計)						
(1)	投票用紙再交付者		(氏名)		(再交付の事由)		
(2)	決定書又は判決書により投票をした者		(氏名)				
(3)	不在者投票の用紙及び封筒を返還して投票した者		(氏名)				
(4)	点字により投票をした者						
(5)	代 理 投 票		審 査 人	補 助 者		人	
			(氏 名)	(氏 名)	(氏 名)		
	代理投票者数				人		
(6)	投票拒否の決定をした者		審 査 人 の 氏 名	拒 否 の 事 由	仮 投 票 の 有 無		
	国民審査法第26条の規定によってその例によることとされた公職選挙法第50条の投票の拒否						
	国民審査法第26条の規定によってその例によることとされた公職選挙法第48条の代理投票の拒否						
8	投 票 者				仮投票による投票者		
	(男)						
	(女)						
	(計)						
	備 考						
9	共通投票所事務従事者		総数	何人	内	1 市区町村選挙管理委員会書記	何人
						2 市区町村の職員	何人
						3 その他の者	何人

何年何月何日調製

投票管理者(職) 氏 名  
我々は、この投票録の記載が真正であることを確認して、署名する。  
投票立会人 氏 名  
投票立会人 氏 名

備考

- この様式は、法第26条の規定によりその例によることとされる公職選挙法第49条の2第3項の規定により市町村の選挙管理委員会が指定した共通投票所における投票録の様式である。
- 審査人の氏名のみ記載では、審査人を確認することが困難である場合においては、住所等を記載して確認することができるようにすること。
- 「職務時間」欄には、投票管理者を交替することとしている場合において選任の際職務を行うこととされた時間又は投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合にその投票管理者が実際に職務を行った時間を記載すること。
- 投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合において職務代理者が職務を行ったとき又は投票管理者及び職務代理者に共に事故があり、若しくはこれらの者が共に欠けた場合において職務管掌者が職務を行ったときは、「職務を代理等した者の氏名等」欄にこれらの者の氏名、職務時間及び代理等をする事となった事由を記入すること。
- 「立会時間」欄には、投票立会人を交替することとしている場合において選任の際立ち会うこととされた時間又は投票立会人が辞職をした場合にその投票立会人が実際に立ち会った時間を記載すること。
- 「7 投票の状況」欄には、在外審査人以外の審査人の投票の状況を記載すること。
- 「8 在外審査人の投票の状況」欄には、在外審査人の投票の状況を記載すること。
- 在外審査人について、市町村の選挙管理委員会に指定した共通投票所において、投票用紙再交付者、決定書又は判決書により投票をした者、不在者投票の用紙及び封筒を返還して投票した者、郵便等による在外投票の用紙及び封筒を返還して投票した者、点字により投票をした者、代理投票をした者又は投票拒否の決定をした者があるときは、「8 在外審査人の投票の状況」欄の「備考」欄に、「7(1)」欄から「7(6)」欄までの記載方法に準じて、記載をすること。
- 投票管理者又は投票立会人を交替した場合には、引継ぎに係る書類を添付すること。
- 署名をする投票管理者及び投票立会人は、共通投票所の閉鎖時において選任されている投票管理者及び投票立会人とする。
- 公職選挙法第55条ただし書に規定するときにあつては、「6 投票箱、投票録及び選挙人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人」欄には、投票箱及び投票録を開票管理者に送致すべき投票立会人を記載すること。
- この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、その一の備考13に準ずる。

その六

何年何月何日  
執 行

最高裁判所裁判官国民審査期日前投票所投票録

1	期日前投票年月日	何年何月何日					
2	期日前投票所設置の状況						
(1)	期日前投票所開設場所	何市(区)役所(何町村役場)(何の場所)					
(2)	期日前投票所における審査の期間	何年何月何日から何年何月何日まで					
3	投票管理者	氏名	選任年月日	職務時間	参会時刻	職務を代理等した者の氏名等	
				午前何時～ 午後何時		職務代理(管掌)者氏名 午前何時～何時 事由何々	
4	投票立会人	党派	氏名	選任年月日	立会時間	参会時刻	辞職の時刻及び理由
(1)	衆議院小選挙区選出議員の選挙における投票立会人で審査における投票立会人となった者				午前何時～ 午後何時		午前(後)何時何分事由何々
(2)	投票管理者の選任した者				(参会時刻)		
					(参会時刻)		
5	期日前投票所開閉時刻	午前 何時開始		午後 何時閉鎖			
6	投票の状況	投票者			仮投票による投票者		
		(男)					
		(女)					
		(計)					
(1)	投票用紙再交付者	(氏名)		(再交付の事由)			
(2)	決定書又は判決書により投票をした者	(氏名)					
(3)	不在者投票の用紙及び封筒を返還して投票した者	(氏名)					
(4)	点字により投票をした者	人					
(5)	代理投票	審査人	補助者		人		
		(氏名)	(氏名)	(氏名)			
		代理投票者数			人		
(6)	投票拒否の決定をした者			審査人の氏名	拒否の事由	仮投票の有無	
		国民審査法第26条の規定によってその例によることとされた公職選挙法第50条の投票の拒否					
		国民審査法第26条の規定によってその例によることとされた公職選挙法第48条の代理投票の拒否					
7	在外審査人の投票の状況	投票者			仮投票による投票者		
		(男)					
		(女)					
		(計)					
	備考						
8	期日前投票所事務従事者	総数	何人	内	1 市区町村選挙管理委員会書記	何人	
					2 市区町村の職員	何人	
					3 その他の者	何人	

何年何月何日調製

投票管理者(職) 氏名  
我々は、この投票録の記載が真正であることを確認して、署名する。  
投票立会人 氏名  
投票立会人 氏名

備考

- この様式は、法第26条の規定によりその例によることとされる公職選挙法第49条の2第4項の規定により読み替えて適用される同法第48条の2第1項の規定により市町村の選挙管理委員会の指定した期日前投票所における投票録の様式である。
- 審査人の氏名のみ記載では、審査人を確認することが困難である場合においては、住所等を記載して確認することができるようにすること。
- 「職務時間」欄には、投票管理者を交替することとしている場合において選任の際職務を行うこととされた時間又は投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合にその投票管理者が実際に職務を行った時間を記載すること。
- 投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合において職務代理者が職務を行ったとき又は投票管理者及び職務代理者に共に事故があり、若しくはこれらの者が共に欠けた場合において職務管掌者が職務を行ったときは、「職務を代理等した者の氏名等」欄にこれらの者の氏名、職務時間及び代理等をする事となった事由を記入すること。
- 「立会時間」欄には、投票立会人を交替することとしている場合において選任の際立ち会うこととされた時間又は投票立会人が辞職をした場合にその投票立会人が実際に立ち会った時間を記載すること。
- 「6 投票の状況」欄には、在外審査人以外の審査人の投票の状況を記載すること。
- 「7 在外審査人の投票の状況」欄には、在外審査人の投票の状況を記載すること。
- 在外審査人について、市町村の選挙管理委員会の指定した期日前投票所において、投票用紙再交付者、決定書又は判決書により投票をした者、不在者投票の用紙及び封筒を返還して投票した者、郵便等による在外投票の用紙及び封筒を返還して投票した者、点字により投票をした者、代理投票をした者又は投票拒否の決定をした者がいるときは、「7 在外審査人の投票の状況」欄の「備考」欄に、「6(1)」欄から「6(6)」欄までの記載方法に準じて、記載をすること。
- 投票管理者又は投票立会人を交替した場合には、引継ぎに係る書類を添付すること。
- 署名をする投票管理者及び投票立会人は、期日前投票所の閉鎖時において選任されている投票管理者及び投票立会人とする。
- この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、その一の備考13に準ずる。

## 意見書

何年何月何日

申請者氏名		申請先	都（何道府県）何郡（市）（区）何町（村）選挙管理委員会委員長
		領事官	在何日本国大使（在何日本国総領事） （何出張駐在官事務所）



- 1 申請者の本人確認  
本人であることが、 確認された  確認できなかった  
判断の基礎となった申請者の資格又は地位を証明する書類  
 日本国旅券  
 その他
  
- 2 同居家族等を通じた旅券等の提示についての確認 [左の年月日： 年 月 日]  
同居家族等を通じた提示の場合、  
① 提示した者が同居家族等であることが、申請者に係る在留届により、  
 確認された  確認できなかった  
② 提示した者が申請者の委任を受けていることが、申出書により、  
 確認された  確認できなかった  
③ 提示した者が委任を受けた本人であることが、日本国旅券により、  
 確認された  確認できなかった
  
- 3 申請者の住所要件についての確認  
(1) 住所要件期間が3か月以上である場合  
当該領事官の管轄区域内に引き続き3か月以上住所を有することが、  
 確認された  確認できなかった [左の年月日： 年 月 日]  
判断の基礎となった文書  
 在留届  
 その他 ( )
  
- (2) 住所要件期間が3か月に満たない場合  
① 申請書に記載された当該領事官の管轄区域内に住所を定めた年月日から申請日までの間、当該領事官の管轄区域内に住所を有することが、  
 確認された  確認できなかった [左の年月日： 年 月 日]  
判断の基礎となった文書  
 在留届  
 その他 ( )  
② 申請書に記載された当該領事官の管轄区域内に住所を定めた年月日から3か月を経過した日において当該領事官の管轄区域内に住所を有することが、  
 確認された  確認できなかった [左の年月日： 年 月 日]  
確認の方法  
( )
  
- 4 住所以外の送付先についての確認  
「住所以外の送付先」欄に記載がある場合、  
住所以外の送付先が在留届の「在留地の緊急連絡先」欄に記載されている場所であることが、  
 確認された  確認できなかった [左の年月日： 年 月 日]
  
- 5 令第23条の3第3項第3号又は第4号に掲げる場合に該当する旨の届出があった場合  
(例 領事官の管轄区域内で転居した/婚姻等によって氏名が変更となった 旨の届出があった場合)  
当該届出の内容が事実であることが、  
 確認された  確認できなかった [左の年月日： 年 月 日]  
判断の基礎となった文書  
 在留届  
 養子縁組の届出（戸籍法第66条の届出）  
 婚姻の届出（戸籍法第74条の届出）  
 生存配偶者の復氏の届出（戸籍法第95条の届出）  
 分籍の届出（戸籍法第100条の届出）  
 転籍の届出（戸籍法第108条の届出）  
 その他 ( )  
 養子離縁の届出（戸籍法第70条の届出）  
 離婚の届出（戸籍法第76条の届出）  
 入籍の届出（戸籍法第98条の届出）  
 氏名変更の届出（戸籍法第107条又は第107条の2の届出）  
 就籍の届出（戸籍法第110条の届出）
  
- 6 その他上記1から5までを確認するに当たって判明した申請者に係る特殊事情  
( 判明した事項及びその判断の基礎となった文書： )

備考  
「3 申請者の住所要件についての確認」欄の(1)及び(2)①の「 その他」欄は、在留届以外の文書で住所要件の確認をした場合に、当該文書名（アパートの契約書、住所の記載のある何年何月何日発行の滞在許可証、等）を記載しなければならない。また、3(2)②の「確認の方法」欄は、確認するためにとった措置（往復郵便により確認、等）を記載しなければならない。

意見書

何年何月何日

申請者氏名	申請先	都（何道府県）何郡（市）（区）何町（村）選挙管理委員会委員長
	領事官	在何日本国大使（在何日本国総領事） （何出張駐在官事務所）



- 1 申請者の本人確認  
本人であることが、 確認された  確認できなかった  
判断の基礎となった申請者の資格又は地位を証明する書類  
 日本国旅券  
 その他
- 2 同居家族等を通じた旅券等の提示についての確認 [左の年月日： 年 月 日]  
同居家族等を通じた提示の場合、  
① 提示した者が同居家族等であることが、申請者に係る在留届により、  
 確認された  確認できなかった  
② 提示した者が申請者の委任を受けていることが、申出書により、  
 確認された  確認できなかった  
③ 提示した者が委任を受けた本人であることが、日本国旅券により、  
 確認された  確認できなかった
- 3 申請者の住所要件についての確認  
(1) 住所要件期間が3か月以上である場合  
当該領事官の管轄区域内に引き続き3か月以上住所を有することが、  
 確認された  確認できなかった [左の年月日： 年 月 日]  
判断の基礎となった文書  
 在留届  
 その他 ( )
- (2) 住所要件期間が3か月に満たない場合  
① 申請書に記載された当該領事官の管轄区域内に住所を定めた年月日から申請日までの間、当該領事官の管轄区域内に住所を有することが、  
 確認された  確認できなかった [左の年月日： 年 月 日]  
判断の基礎となった文書  
 在留届  
 その他 ( )  
② 申請書に記載された当該領事官の管轄区域内に住所を定めた年月日から3か月を経過した日において当該領事官の管轄区域内に住所を有することが、  
 確認された  確認できなかった [左の年月日： 年 月 日]  
確認の方法  
( )
- 4 住所以外の送付先についての確認  
「住所以外の送付先」欄に記載がある場合、  
住所以外の送付先が在留届の「在留地の緊急連絡先」欄に記載されている場所であることが、  
 確認された  確認できなかった [左の年月日： 年 月 日]
- 5 令第23条の3第2項第3号又は第4号に掲げる場合に該当する旨の届出があった場合  
(例 領事官の管轄区域内で転居した／婚姻等によって氏名が変更となった 旨の届出があった場合)  
当該届出の内容が事実であることが、  
 確認された  確認できなかった [左の年月日： 年 月 日]  
判断の基礎となった文書  
 在留届  
 養子縁組の届出（戸籍法第66条の届出）  
 婚姻の届出（戸籍法第74条の届出）  
 生存配偶者の復氏の届出（戸籍法第95条の届出）  
 分籍の届出（戸籍法第100条の届出）  
 転籍の届出（戸籍法第108条の届出）  
 その他 ( )  
 養子離縁の届出（戸籍法第70条の届出）  
 離婚の届出（戸籍法第76条の届出）  
 入籍の届出（戸籍法第98条の届出）  
 氏名変更の届出（戸籍法第107条又は第107条の2の届出）  
 就籍の届出（戸籍法第110条の届出）
- 6 その他上記1から5までを確認するに当たって判明した申請者に係る特殊事情  
{ 判明した事項及びその判断の基礎となった文書： }

備考  
「3 申請者の住所要件についての確認」欄の(1)及び(2)①の「 その他」欄は、在留届以外の文書で住所要件の確認をした場合に、当該文書名（アパートの契約書、住所の記載のある何年何月何日発行の滞在許可証、等）を記載しなければならない。また、3(2)②の「確認の方法」欄は、確認するためにとった措置（往復郵便により確認、等）を記載しなければならない。

第十五号様式（令第六十五条の三第一項及び令第六十五条の十一第一項の規定による投票用紙等請求書の様式）（第十八条関係）〔別紙六〕

その一（在外公館等における在外投票用の投票用紙等請求書）

投票用紙等請求書  
（在外公館等における在外投票）

公職選挙法第49条の2第1項第1号の規定により、次の選挙において、  
在外投票を行いたいので、同法施行令第65条の3第1項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。

（投票用紙等を請求する選挙）

- 衆議院小選挙区選出議員選挙  
 衆議院比例代表選出議員選挙  
 参議院選挙区選出議員選挙  
 参議院比例代表選出議員選挙

年 月 日

氏 名	
在外選挙人証 の 交 付 番 号	

何在外公館の長 へ

注意

- 1 投票用紙等を請求する選挙について□にレを付してください。
- 2 「年 月 日」には、投票用紙等を請求する日を書いてください。
- 3 「氏名」欄には、在外選挙人証に記載されている氏名を正確に書いてください。
- 4 在外選挙人証を必ず提示してください。
- 5 旅券（所持していない場合は在外公館の長の求める身分証明書等）をあわせて提示してください。

投票用紙等請求書  
(郵便等による在外投票)

公職選挙法第49条の2第1項第2号の規定により、  
今回の 

衆議院小選挙区選出議員選挙
衆議院比例代表選出議員選挙
参議院選挙区選出議員選挙
参議院比例代表選出議員選挙

 において、在外投票を行いた  
いので、同法施行令第65条の11第1項の規定により投票用紙及び投票用  
封筒の交付を請求します。

年 月 日

氏 名	
署 名	
在外選挙人証 の 交 付 番 号	

市区町村 選挙管理委員会委員長 あて

注 意

- 1 [ ] 内から、投票用紙等を請求する選挙の種類を選んで○印で囲んでください。
- 2 「 年 月 日」には、投票用紙等を請求する日を書いてください。
- 3 「氏名」欄には、在外選挙人証に記載されている氏名を正確に書いてください。
- 4 「署名」欄は、必ず自分で書いてください（在外選挙人名簿登録申請時の署名を書いてください。）。
- 5 在外選挙人証を必ず同封してください。
- 6 投票用紙等は、在外選挙人証の「住所以外の送付先」欄に記載がある場合は、当該「住所以外の送付先」に送付され、在外選挙人証の「住所以外の送付先」欄に記載がない場合は、在外選挙人証に記載されている住所に送付されます。
- 7 在外選挙人証に記載されている住所又は住所以外の送付先が住所又は在留届の緊急連絡先と異なる場合は、あらかじめ住所を管轄する在外公館まで変更の届出を行ってください。
- 8 投票用紙等の送付先を変更する場合は、在外選挙人証とともにあらかじめ住所を管轄する在外公館まで届け出てください。
- 9 「 市区町村選挙管理委員会委員長」には、あなたの在外選挙人証を発行している市区町村選挙管理委員会委員長の名称（在外選挙人証に記載されている市区町村選挙管理委員会委員長の名称）を書いてください。

第十五号様式（令第六十五条の三第一項及び第六十五条の十一第一項の規定による投票用紙等請求書の様式）（第十八条関係）〔別紙七〕

その一（在外公館等における在外投票用の投票用紙等請求書）

投票用紙等請求書  
（在外公館等における在外投票）

公職選挙法第49条の2第1項第1号（最高裁判所裁判官国民審査法においてその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次の選挙又は審査において、在外投票を行いたいので、公職選挙法施行令第65条の3第1項（最高裁判所裁判官国民審査法施行令においてその例によることとされる場合を含む。）の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。

（投票用紙等を請求する選挙又は審査）

- 衆議院小選挙区選出議員選挙  
 衆議院比例代表選出議員選挙  
 最高裁判所裁判官国民審査  
 参議院選挙区選出議員選挙  
 参議院比例代表選出議員選挙

\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

氏 名	
在外選挙人証 の 交 付 番 号	

何在外公館の長 へ

注意

- 1 投票用紙等を請求する選挙又は審査について□にレを付してください。
- 2 「\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日」には、投票用紙等を請求する日を書いてください。
- 3 「氏名」欄には、在外選挙人証に記載されている氏名を正確に書いてください。
- 4 在外選挙人証を必ず提示してください。
- 5 旅券（所持していない場合は在外公館の長の求める身分証明書等）をあわせて提示してください。



投票用紙等請求書  
(郵便等による在外投票)

公職選挙法第49条の2第1項第2号(最高裁判所裁判官国民審査法においてその例によることとされる場合を含む。)の規定により、

今回の  

衆議院小選挙区選出議員選挙	}	において、在外投票を行いた
衆議院比例代表選出議員選挙		
最高裁判所裁判官国民審査		
参議院選挙区選出議員選挙		
参議院比例代表選出議員選挙		

いので、公職選挙法施行令第65条の11第1項(最高裁判所裁判官国民審査法施行令においてその例によることとされる場合を含む。)の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。

年 月 日

氏 名	
署 名	
在外選挙人証 の 交 付 番 号	

市区町村 選挙管理委員会委員長 あて

注 意

- 1 [ ] 内から、投票用紙等を請求する選挙又は審査の種類を選んで○印で囲んでください。
- 2 「 年 月 日」には、投票用紙等を請求する日を書いてください。
- 3 「氏名」欄には、在外選挙人証に記載されている氏名を正確に書いてください。
- 4 「署名」欄は、必ず自分で書いてください(在外選挙人名簿登録申請時の署名を書いてください。)
- 5 在外選挙人証を必ず同封してください。
- 6 投票用紙等は、在外選挙人証の「住所以外の送付先」欄に記載がある場合は、当該「住所以外の送付先」に送付され、在外選挙人証の「住所以外の送付先」欄に記載がない場合は、在外選挙人証に記載されている住所に送付されます。
- 7 在外選挙人証に記載されている住所又は住所以外の送付先が住所又は在留届の緊急連絡先と異なる場合は、あらかじめ住所を管轄する在外公館まで変更の届出を行ってください。
- 8 投票用紙等の送付先を変更する場合は、在外選挙人証とともにあらかじめ住所を管轄する在外公館まで届け出てください。
- 9 「 市区町村選挙管理委員会委員長」には、あなたの在外選挙人証を発行している市区町村選挙管理委員会委員長の名称(在外選挙人証に記載されている市区町村選挙管理委員会委員長の名称)を書いてください。